

契約監視委員会（第 40 回）議事概要

開催日時	令和 7 年 2 月 4 日（火）午後 1 時 55 分～午後 4 時 02 分	
場 所	衆議院第二別館 5 階 会計課入札室	
委 員	委員長 森 耕平（森総合税理士法人代表社員 公認会計士・税理士） 委 員 高橋 温男（元会計検査院専門調査官） 委 員 柳原 匠巳（公認会計士）	
議事概要	1. 入札及び契約手続の運用状況、指名停止の運用状況等についての報告 2. 抽出結果の報告 3. 抽出案件の説明及び質疑応答	
審議対象期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで	
抽出案件	3 件（合計）	
一般競争	1 件	契 約 件 名 普通乗用自動車（ハイブリッド車）4 台の交換 契 約 相 手 方 トヨタモビリティ東京株式会社 契 約 金 額 27,212,160 円 契 約 締 結 日 令和 6 年 5 月 24 日
随意契約	2 件	契 約 件 名 令和 6 年度衆議院立法情報ネットワークシステム等に 係る保守業務及び運用管理業務 契 約 相 手 方 アクセンチュア株式会社 契 約 金 額 56,641,200 円 契 約 締 結 日 令和 6 年 4 月 1 日
		契 約 件 名 本館警務部待機室他空調設備改修工事 契 約 相 手 方 三谷産業株式会社 契 約 金 額 39,600,000 円 契 約 締 結 日 令和 6 年 6 月 20 日
委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

お問合せ先 衆議院事務局庶務部会計課 電話 03-3581-5111（代表） 内線 34340

(別紙)

意見・質問	回 答
〔案件 1〕 契 約 件 名 普通乗用自動車（ハイブリッド車）4 台の交換 契約相手方 トヨタモビリティ東京株式会社 契 約 金 額 27,212,160 円 契約締結日 令和 6 年 5 月 24 日 ・ 1 者応札となった理由は何か。随意契約によることも想定されるのではないか。 ・ 仕様書に、引取車とともにスタッドレスタイヤを引き取るよう求めているが、予定価格においてこれに係る経費の記載が見当たらないが、どのようなになっているのか。 ・ 納車後 10 日以内に引取車を引き渡すこととしている理由は何か。新車と引取車の引き渡し日を可能な限り近づけることで、引取車を少しでも長く利用できるようにするべきではないか。 (意見) 形式上一般競争入札ではあるが、実質競争になっているとはいえない。今後は、仕様書を見直すことで、可能な限り応札者が増えるようにしてもらいたい。 引き渡しの日数について、契約上 10 日間をみているが、10 日分の自賠責保険料に対して衆議院の自動車の保有台数分を鑑みれば、相当程度の経費を支払っていることになるので、可能な限り新車と引取車の引き渡しの期間を短くすることで、引取車を少しでも長く使用できるよう検討してもらいたい。	・ 競争参加資格を保有する店舗等が少ないこと、グリーン購入法に該当する車種が少なかったこと等が考えられる。また、同法の趣旨に沿えば、総合評価落札方式による一般競争入札を行うことが妥当である。 ・ 引取車の中に経費を見積もっているが、ご指摘のとおり明確に記載していないので、今後、改善を検討する。 ・ 引取車の自賠責保険の終了期限までに引き取ってもらいたいという趣旨で設定している。今後、他省庁の例も確認して検討する。

意見・質問	回 答
〔案件 2〕 契 約 件 名 令和 6 年度衆議院立法情報ネットワークシステム等に係る保守業務及び運用管理業務 契約相手方 アクセンチュア株式会社 契 約 金 額 56,641,200 円 契約締結日 令和 6 年 4 月 1 日 ・ 契約書に再委託の条文があるかどうか。その部分の金額は出ているか。 ・ 随意契約理由に著作権について記載があるが、経緯を教えてください。 ・ 随意契約の理由に著作権の整理状況を含めた理由は何か。 ・ 少なくとも 10 年以上前から著作権上整備されていない状況で、使い続ける理由は何か。別のシステムにするなど考えれば入札にかけられるのではないか。 （意見） 著作権の整理が明確になっていないという理由があり、他方、平成 25 年には解決した部分もあるということは理解したが、随意契約を継続すべきではなく、できる限り一般競争入札とすべき案件である。	・ 下請申請は出ている。金額は提示されており、契約額の 30%以下となっている。 ・ 当システムを構築した平成 8 年度から 15 年度間においては、契約書等において著作権等の権利関係を明確にしておらず、現状は契約相手方に権利があることになっている。契約の相手方とは何度か交渉しているが、折り合いがつかず、今に至っている。 ・ 著作権が相手方にあるため、契約の相手方以外の者に請け負わせることは難しい。平成 25 年度以降、改修等があった際、本院に著作権をとるよう契約書に明記しているが、構築した時の根幹部分の権利が相手方にあること等から随意契約に至っている。 ・ 現在、当該システムの再構築に向けて見直しを行っているところである。調査、要件定義、調達支援及び開発の順序で進めていく予定である。

意見・質問	回 答
〔案件 3〕 契 約 件 名 本館警務部待機室他空調設備改修工事 契約相手方 三谷産業株式会社 契 約 金 額 39,600,000 円 契約締結日 令和 6 年 6 月 20 日 ・不落随契ということで見積徴取のやり方はどのように行っているか。 ・その上で 3 度の見積徴取を行ったわけであるが、一般的に多い方か。 ・それだけ工事内容が伝わらず見積徴取を重ねた訳であるが、原因は何か。 ・各部署からの要望によって仕様書が固まるのであろうが、それぞれ文書での提出は受けているか。 （意見） 一般競争入札を経て、結果的に 3 度の見積徴取で不落随契となったわけであるが、最初の段階で相手に詳細な内容が伝わっていれば契約までの期間も短縮できたのではないかと。そのため、仕様書をより一層明確にすることをお願いしたい。	・まず入札価格に相当する内訳書を提出して頂いた上でヒアリングを行い、予定価格と開きがある箇所について確認を行っている。結果として、設計図書の認識にずれがある箇所などについて、工事内容を改めて正確に理解していただいた上で見積徴取に応じていただいた。 ・内容によると思われる。 ・当局としては、設計図書の内容について丁寧な説明を心掛けている。契約相手方に限ったことではないが、なるべく高い価格で契約したいという意向が働いたのではないかとと思われる。 ・担当部署が持ち回りで説明し文書として整理していると思われるが、当方では持ち合わせていない。
〔案件外〕 第三者に対する説明責任を果たすために、状況に応じて担当部署に文書を求めるなどして、確認できるようにしていただきたい。 また、当委員会の「意見」に対する措置状況を過去 3 年分について、次回に報告願いたい。	